

地域情報通信基盤整備推進交付金の概要

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタルディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

1. 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

【交付対象主体及び交付率】

(1) 条件不利地域に該当する市町村(交付率:1/3)

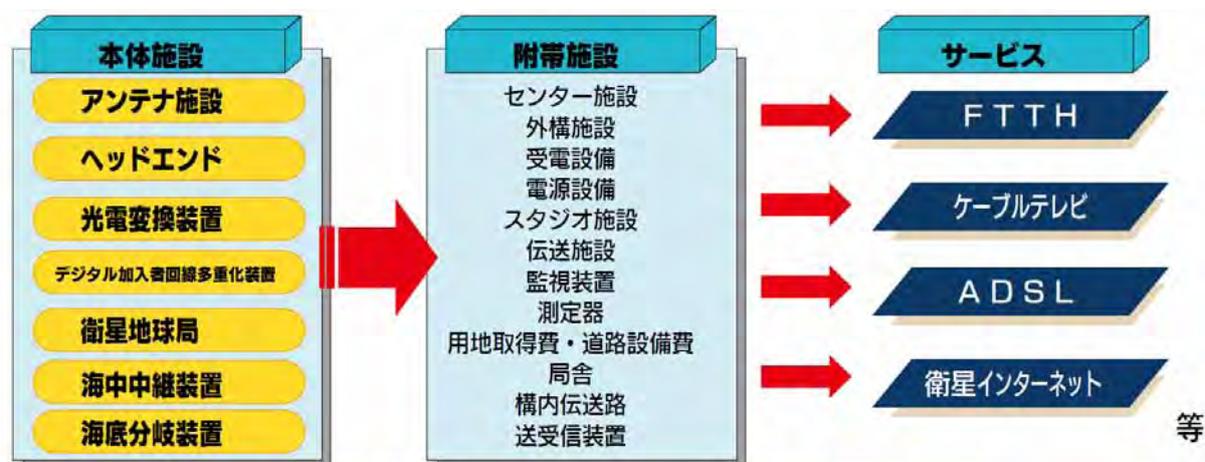
(注) 条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

(2) (1)を含む合併市町村又は連携主体(交付率:1/3)

(注) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

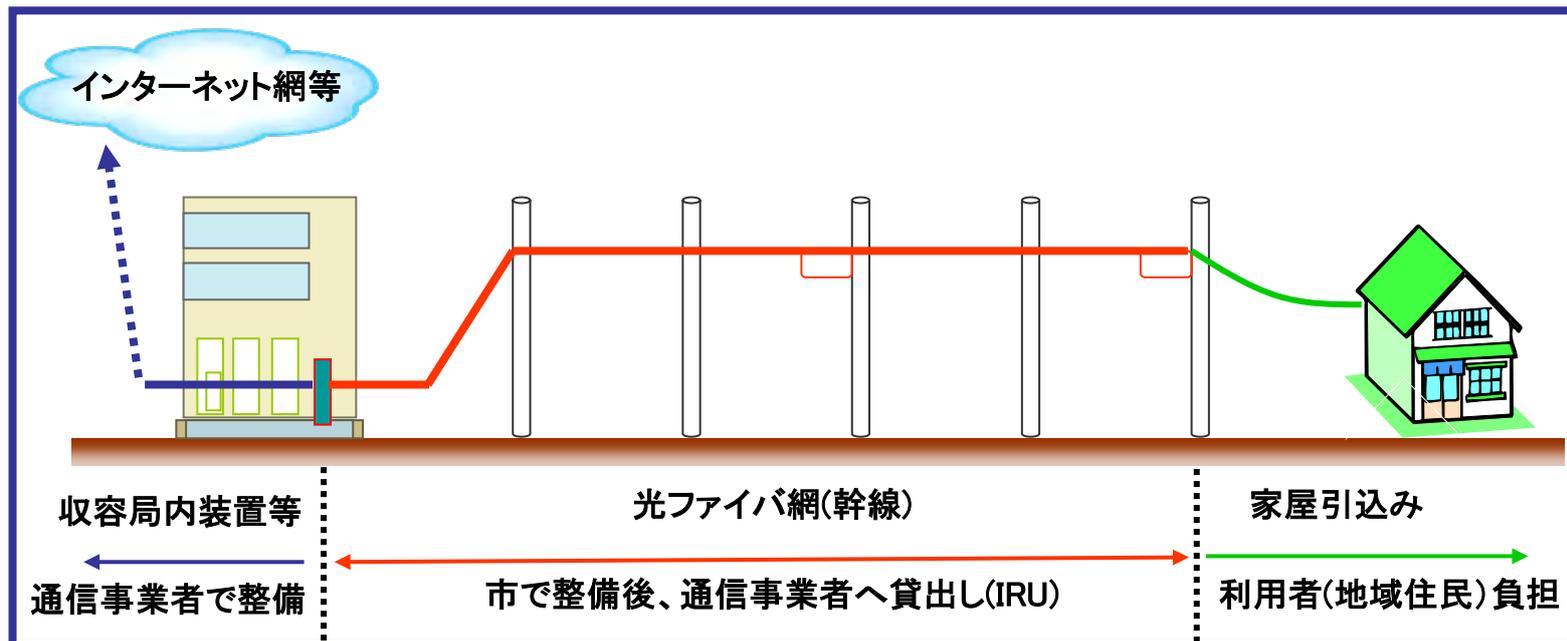
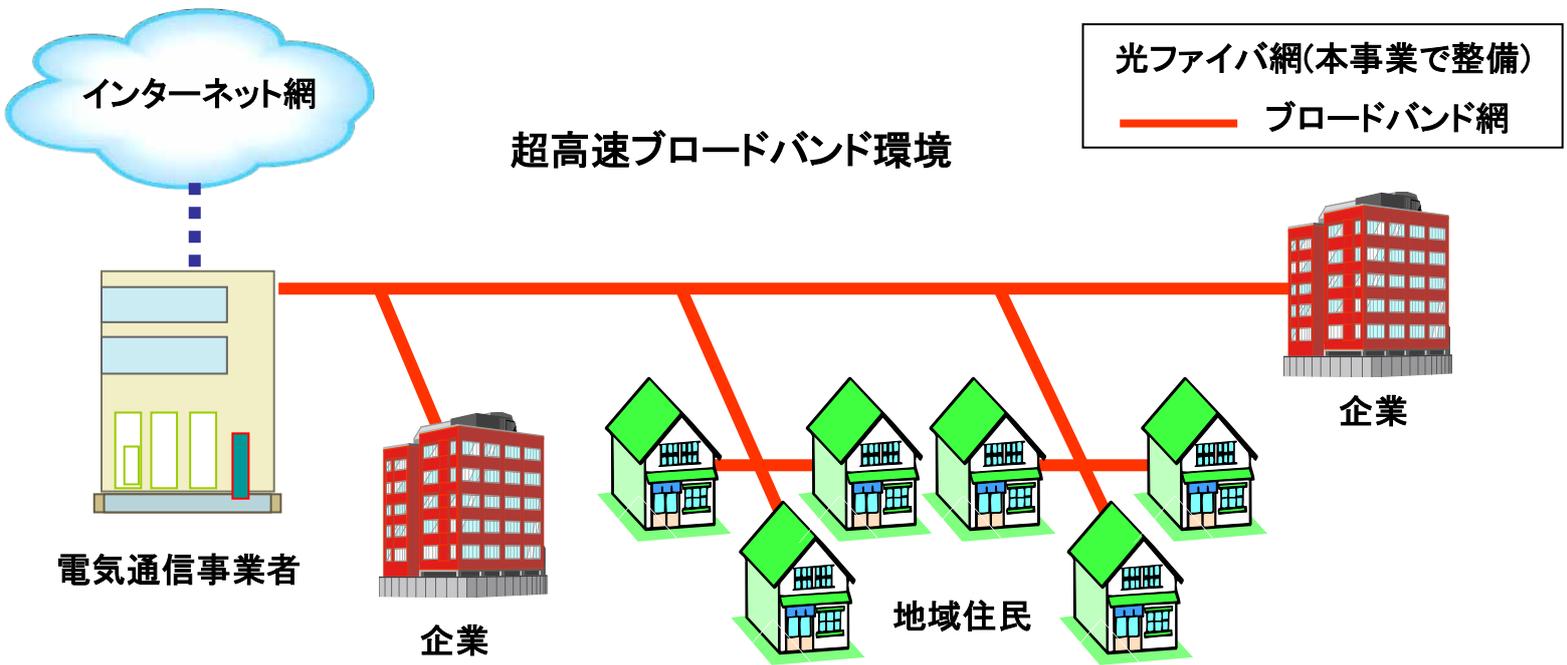
(3) 第三セクター法人(交付率:1/4)

2. イメージ図



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

地域情報通信基盤整備推進交付金事業のイメージ図(仙台市)



超高速ブロードバンド環境の整備

本事業で整備される光ファイバ芯線をIRU方式で電気通信事業者へ貸し出すことにより、市内全域への超高速ブロードバンド環境の整備を実現する。

整備された超高速ブロードバンド環境を、住民サービス情報提供システムや小中学校のインターネット環境の整備、また、誘致企業対策や住民のインターネット活用推進等の地域活性化施策として広く活用を図る。